

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
津山市	津山西地区	令和3年3月31日	令和2年3月31日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	564ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	293ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	161ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	76ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	4ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	32ha
(備考) 転出して長い者、法人等組織が該当する年齢不明の農地面積がおおよそ1ha存在する。	

注1:④についてはR2年度までの中心経営体に登録があったもののデータになります。

2 対象地区の課題

今後中心経営体が引き受けきる意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が、津山西地区では42ha多く、新たな農地の受け手の確保が必要。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

■担い手について

津山西地区の担い手については、全域で地域の話合いの結果に従うことを基本とする。

■作物の作付について

津山西地区の作物生産については、津山口、井口以外の地区は、地域の話合いの結果に従う事を基本とする。津山口では、地区全域で水稻を作付けするを考えている。井口では地区全域で水稻を作付けすることを考えているが、同時に農地の借り手次第とも考えている。

■基盤整備について

津山西地区の基盤整備の取組については、一方、津山口、井口以外の地区は、地域の話合いの結果に従う事を基本とする。一方、津山口は基盤整備は行わず、現在の状態を維持する方針で有り、井口は現状基盤整備については考えておらず、その時になって考えると回答を保留している。

注1:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

■農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、1476筆、1,286,230㎡となっている。

■農地中間管理機構の活用方針

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付希望数(筆)	貸付面積(㎡)
1	二宮	128	88,949
2	院庄	194	149,279
3	神戸	29	21,507
4	戸島	53	40,930
5	福田	83	46,526
6	高尾	79	42,213
7	皿	45	33,997
8	平福	29	21,239
9	中島	35	29,415
10	一方	43	27,952
11	津山口	3	2,883
12	井口	3	1,367
13	種	86	43,480
14	上田邑	471	500,513
15	下田邑	195	235,978
	計	1,476	1,286,228